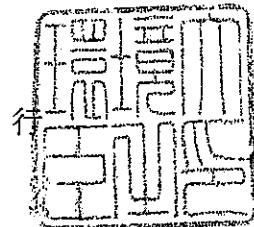


諮詢 第340号
環自野発第121129301号
平成24年11月29日

中央環境審議会
会長 鈴木 基之 殿

環境大臣
長浜 博



鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について（諮詢）

下記の理由により、鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について貴審議会の意見を求める。

（諮詢理由）

シカ、イノシシ等の野生鳥獣の生息域拡大及び個体数増加に伴い、希少な高山植物の食害等の自然生態系への影響及び農林水産業への被害が深刻な状況となっている。一方、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしてきた狩猟者については、その減少及び高齢化が著しく、鳥獣捕獲の担い手不足が大きな課題となっており、鳥獣保護管理に携わる人材の育成及び将来にわたって適切に機能し得る鳥獣保護管理体制の構築を図る必要がある。

また、平成19年4月に施行された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）附則第7条において、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と定められている。

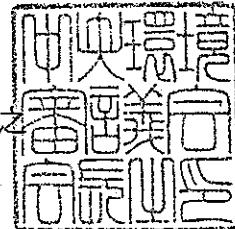
このため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講ずべき措置について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第685号
平成24年11月29日

中央環境審議会野生生物部会
部会長 山岸 哲 殿

中央環境審議会
会長 鈴木 基之



鳥獣の保護及び狩猟の適正化につき講すべき措置について（付議）

平成24年11月29日付け諮問第340号、環自野発第121129301号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、野生生物部会に付議する。